

**ディスカッション・ポイント**  
**連結納税制度に係る平成 22 年度税制改正対応**

**特定連結欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性について**

**(1)繰越欠損金の回収可能性判定に関する具体的な取扱いについて**

今回の法改正で認められた特定連結欠損金（連結納税制度加入前の連結納税子法人の繰越欠損金で連結納税に持ち込むことができるもの）については、税法による繰越控除の方法が新たに詳細に規定されてはいるが、会計処理にかかる対応が基本的に変わることはないので、本実務対応報告では基本的な考え方と設例を示すことでどうか。

**(2)個別財務諸表における回収可能性と連結財務諸表における回収可能性に相違がある場合について**

従来、将来減算一時差異の回収可能見込額について各連結納税会社の合算と連結納税主体全体とで差異が生じている場合にも、各連結納税会社の個別財務諸表における回収可能性に反映することとはしていなかった。一方、繰越欠損金については、従来から、税法の取扱い（個別の繰越控除等も連結納税主体の計算結果を反映して行う。）により、こうした差異が生ずることはなかったが、この取扱いは、特定連結欠損金についても同様となることから、特定連結欠損金の会計処理についても従来通りとすることでどうか。

**（参考）今後のスケジュールについて**

改正実務対応報告について、5月上旬に改正公開草を公表、最終版について6月下旬～7月上旬の公表のスケジュールを進めていきたい。

以 上